

# 募集要領

1. 件名 松山市 EV カーシェアリング導入実証業務委託

## 2. 概要及び目的

国は 2020 年 12 月に自動車の電動化目標を大幅に前倒し、2035 年までに 100%電動化を進め、ガソリン車の新車販売を禁止することを決めており、移動の脱炭素化の大きな転換を迎えている。

また、本市は運輸部門から排出される温室効果ガスが最も多く、当該部門での削減対策が喫緊の課題となっている。

そこで、本事業では、電気自動車（EV）を2台導入し、オフグリッド型カーポートで発電した太陽光由来の電力で、平日は職員の利用、また、休日は市民による日常での気軽な利用や観光客の利用によるEVカーシェアリングを実施することで、移動の脱炭素化及び市民等のEVに対する理解や環境配慮を促進することを目的とする。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 履行場所 市長の定めるところ

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

## 8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

(1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 当該委託業務に同種・類似業務（注）の実績を有すること。

(2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件

- ① コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
  - ② 代表事業者は、法人格を有している者であること。
  - ③ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務（注）の実績を有すること。
  - ④ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ⑤ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ⑥ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- （注）同種・類似業務とは、カーシェアリング業務やレンタカー業務とする。

(3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

- ③ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- ⑤ 松山市から入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

#### 9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和5年5月25日（木）から令和5年6月26日（月）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 環境部環境モデル都市推進課
- (3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>  
\*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

#### 10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

##### 11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

##### 12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

##### 13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和5年5月25日（木）から令和5年6月12日（月）（17時まで）
- (2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールの表題を「プロポーザル質問書【松山市EVカーシェアリング導入実証業務委託】（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、環境モデル都市推進課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

- (3) 回答及び公表

質問者に令和5年6月14日（水）（17時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月26日(月) 17時(必着)
- (2) 提出書類 「1 6. 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市環境部環境モデル都市推進課 担当：本城
- (4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)  
\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月28日(水) 17時(必着)
- (2) 提出書類 「1 6. 提出書類 6～15」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各8部(正本1部・副本7部)
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市環境部環境モデル都市推進課 担当：本城
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)  
\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

1 6. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、書類番号2～5及び9・10の書類は不要とする。

書 類 番 号	提 出 書 類 名	提 出 上 の 注 意
1	参加表明書 (様式第2号-1または 様式第2号-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 *コンソーシアムでの場合は、代表事業者名で作成し提出
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの) *コンソーシアムの場合、構成員毎に提出。 *松山市競争入札参加資格を有している者は提出不要。
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの) *コンソーシアムの場合、構成員毎に提出。 *松山市競争入札参加資格を有している者は提出不要。
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店、支店、営業所、出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書。 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。 *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に環境モデル都市推進課に相談すること。

		<p>※コンソーシアムの場合、構成員毎に提出。          ※松山市競争入札参加資格を有している者は提出不要。</p>
5	法人税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(原本)(未納の税額がないことの証明) その3の3	<p>申告している税務署が発行する納税証明書。          免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので、必ず添付すること。          (発行後3ヶ月を超えないもの)          ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に環境モデル都市推進課に相談すること。          ※コンソーシアムの場合、構成員毎に提出。          ※松山市競争入札参加資格を有している者は提出不要。</p>
6	事業者の概要(様式第3号)	※コンソーシアムの場合、構成員毎に提出。
7	業務執行体制(様式第4号)	
8	配置予定の業務責任者、従事者の経歴等の状況(様式第5号)	
9	直前2年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)	
10	経営状況等調査票(様式第6号)	
11	参考見積書(様式第7号-1または様式第7号-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版、縦型、片面横書きとする。</li> <li>・見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。</li> <li>・公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。</li> </ul>
12	企画提案書の概要(様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版2ページ以内に簡潔にまとめること。</li> <li>・選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。</li> </ul>
13	企画提案書	<p>様式は特に定めないが、提出時はA4サイズ、縦置き、横書きとする。          なお、企画提案書の作成にあたっては、次の項目を基本条件とする。</p> <p>① 業務遂行能力・実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似のカーシェアリング業務または類似業務実績</li> <li>・業務の実行可能性、実施体制整備について示すこと。</li> </ul> <p>② 業務の実効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を十分に理解し、業務の効用を最大限発揮できるように適切に業務の遂行のできるものとする</li> <li>こと。</li> <li>・事業に必要な設備を確保、設置、実証終了後の撤去を行うこと。</li> <li>・カーボンニュートラルに資する先進的な内容であり、車両管理システム等について適切な提案をすること。</li> </ul> <p>③ 協調性：松山市との連携</p> <p>※要点を的確に整理したものとする</p>
14	コンソーシアム構成表(様式第9号)	コンソーシアムの場合のみ提出。

15	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出。
※	チェックリスト (様式第10号)	提出書類の先頭に添付することで、書類番号の順に並べた提出書類に不足等がないようにすること。

注1) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめ、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。

注2) 企画書はボリュームを評価の対象にしないので、読み易さや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。

#### 17. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 令和5年7月上旬(予定)(詳細な時間は別途通知する。)

(2) 実施場所 別途通知する。

(3) 実施時間 1者につき35分程度  
 プレゼンテーション 20分程度  
 ヒアリング 15分程度

(4) 出席者

① 1者につき3名までとする。

② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。

#### 18. スケジュール

(1) 実施手続きの開始・公表	令和5年5月25日(木)
(2) 募集要領等に関する質問の受付	令和5年5月25日(木)～令和5年6月12日(月)
(3) 募集要領等に関する質問の回答・公表	令和5年6月14日(水)
(4) 参加表明書の提出締切り	令和5年6月26日(月)
(5) 応募業者数の公表	令和5年6月27日(火)
(6) 提案書等の提出締切り	令和5年6月28日(水)
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和5年7月上旬(予定)
(8) 特定・非特定結果の通知・公表	令和5年7月中旬(予定)
(9) 契約締結・公表	令和5年7月下旬(予定)

#### 19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 募集要領に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合

(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合

(6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

#### 20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

## 2 1. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

## 2 2. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 別館3階

松山市環境部環境モデル都市推進課 担当：篠崎、本城

TEL：089-948-6436

FAX：089-948-1861

E-mail：kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp